

令和三年九月

令和三年九月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区



目次

議案第十四号	文京区個人情報保護に関する条例及び文京区情報公開条例の一部を改正する条例	1頁
議案第十五号	文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	3頁
議案第十六号	文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	5頁
議案第十七号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	9頁
議案第十八号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	13頁
議案第十九号	文京シビックセンター地下二階特定天井及びトイレ等改修工事請負契約	15頁
議案第二十号	電線共同溝設置工事（区道第八百七十号）請負契約	17頁



議案第十四号

文京区個人情報の保護に関する条例及び文京区情報公開条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区個人情報の保護に関する条例及び文京区情報公開条例の一部を改正する条例

(文京区個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第一条 文京区個人情報の保護に関する条例(平成五年三月文京区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項及び第三項中「第十九条第十四号」を「第十九条第十六号」に改める。

第十六条第三項第四号ただし書中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第九項」に改める。

第二十二条第五項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

(文京区情報公開条例の一部改正)

第二条 文京区情報公開条例(平成十二年三月文京区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第九項」に改める。

## 付 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中文京区個人情報の保護に関する条例第十五条の二第二項及び第三項並びに第二十二條第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

### （説 明）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十五号

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

文京区旅館業法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第三項第三号、同条第四項、第四条第二項及び第五条第三号の規定に基づき、」を「の規定による」に改める。

第四条第八号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第七条第七号ウ中「上り湯栓」を「上がり湯栓」に改め、同号エに次のように加える。

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定により許可を受けている旅館業の施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の文京区旅館業法施行条例第七条第七号エ（キ）の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、旅館業の施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

（説明）

旅館業の施設の衛生に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第十六号

文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

文京区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項及び第三条第二項の規定に基づき、」を「の規定による」に改める。

第四条第一項第七号ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項第十一号ア中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第四十二号を同項第四十三号とし、同項第三十七号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号に次のように加え、同号を同項第三十七号とする。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水が行える構造であること。

第四条第一項第三十五号を同項第三十六号とし、同項第十七号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「十歳」を「七歳」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の下に「（かみそりを除く。）」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「、第十一号及び第十二号」を「及び前三号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第四条第二項第一号ア中「第十七号」を「第十八号」に改め、同号チ中「日出時」を「午前六時」に改め、同項第二号ア中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第二十九号」を「第三十号」に、「第三十一号」を「第三十二号」に、「第三十三号」を「第三十四号」に、「第三十五号」を「第三十六号」に、「第四十二号」を「第四十三号」に改め、同号ケ中「前項第三十四号」を「前項第三十五号」に改める。

第五条中「同条第一項第二十一号」を「同条第一項第二十二号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に、「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に、「第三十三号」を「第三十四号」に、「第三十五号」を「第三十六号」に、「第三十七号」を「第三十八号」に、「第三十九号」を「第四十号」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第一項の規定により許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の文京区公衆浴場法施行条例第四条第一項第三十七号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

(説明)

公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第十七号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例  
第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条）」を 「 第三節 特例地

域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条）

に改める。

五十三条）

第五条第二項から第六項までを削る。

第三十八条第二項を削る。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第五十三条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定に  
おいて書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識

することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に

係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第一号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第二号中「記載事項」とあるのは

は「同意に関する事項」と、第四項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、電磁的記録に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第十八号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業所内保育事業（第四十二条―第四十八条）」を

「第五章 事業所内保育事業（第四十二条  
第六章 雑則（第四十九条）

条―第四十八条）

に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

（電磁的記録）

第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正に伴い、電磁的記録に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十九号

文京シビックセンター地下二階特定天井及びトイレ等改修工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター地下二階特定天井及びトイレ等改修工事請負契約  
文京シビックセンター地下二階特定天井及びトイレ等改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター地下二階特定天井及びトイレ等改修工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金四億四千四百八十七万三千円
- 四 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号  
山口建設株式会社  
代表取締役 山口巖

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和四年十二月二十八日まで
- 二 支出科目等 令和三年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和四年度 債務負担行為

議案第二十号

電線共同溝設置工事（区道第八百七十号）請負契約  
右の議案を提出する。

令和三年九月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

電線共同溝設置工事（区道第八百七十号）請負契約

電線共同溝設置工事（区道第八百七十号）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 電線共同溝設置工事（区道第八百七十号）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三億六千八百五十万円
- 四 契約の相手方 根津・松下建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区千駄木二丁目四十八番四号

根津建設株式会社

代表取締役 鈴木龍児

構成員 東京都文京区本郷一丁目三十四番四号

株式会社松下産業

代表取締役 松下和正

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工期 契約締結の翌日から令和五年十二月四日まで

二 支出科目等 令和三年度 一般会計 土木費 道路橋梁費

令和四年度 債務負担行為

令和五年度 債務負担行為

